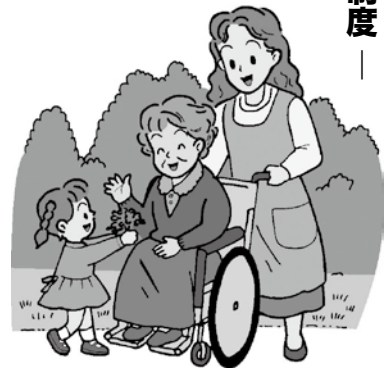


安心して医療や介護のサービスを

— 高額医療・高額介護合算制度 —

医療保険と介護保険の利用者負担を軽減する目的で、平成20年度から新たに設けられた「高額医療・高額介護合算制度」の概要についてお知らせします。

現在、医療や介護に支払った1カ月の自己負担額が高額になった場合、それぞれ別々に申請すると限度額を超えた分が支給される制度があります。(医療は「高額療養費制度」、介護は「高額介護サービス費制度」といいます)これに加えて、両制度それぞれ適用を受けた上での自己負担合計額が、1年間で一定の上限額を超えた場合には、さらに医療保険から「高額介護合算療養費」が、介護保険から「高額医療合算介護サービス費」が支給されることになります。



※住民基本台帳上では同一世帯であっても、対象年度の末日(7月31日)に加入している医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)が異なる場合は別々に計算されます。

申請受付は平成21年8月1日以降に開始する予定です。
なお、手続きの方法などについては、順次お知らせします。

【お問い合わせ先】

国保医療課

Tel 0771-68-0011

高齢福祉課

Tel 0771-68-0006

各支所健康福祉課

Tel 68-0022

Tel 68-0032

Tel 68-0041

〈対象〉
介護保険受給者(65歳以上の方)がおられる世帯で、1年間(8月から翌年7月まで)にかかった医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が別表の金額を超える世帯。

(別表) 高額医療・高額介護合算制度における世帯の負担限度額 (年額)

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険	国民健康保険+介護保険 〔70歳~74歳の方がいる世帯〕	国民健康保険+介護保険 〔70歳未満の方がいる世帯〕
現役並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)	

※対象年度(毎年8月から翌年7月)の医療保険および介護保険の自己負担額を対象とします。
ただし、平成21年度は平成20年4月から平成21年7月までの16カ月が対象となりますので()内の金額になります。

※70歳以上の低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険の利用者が複数いる場合、介護保険からの支給は世帯で31万円(41万円)の限度額で計算されます。

所得区分

現役並み所得者：70歳以上で住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯

一般：他の所得区分に含まれない世帯

低所得者Ⅱ：住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の世帯

低所得者Ⅰ：住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる世帯(年金の所得は控除額を80万円として計算)